

保証対象外業種

保証対象とならないものは、次のとおりです。

- ① 農林漁業（一部業種は対象となる。）
- ② 風俗営業飲食業（キャバレー、ナイトクラブ、サロン等。但し、バー、スナック、サパークラブ、喫茶店、ビヤホール、大衆酒場、料理店等で食事の提供を目的とするもの並びに衛生水準を高め、及び近代化を促進するもので一定の要件を備えるものは飲食店として対象となる。）
- ③ 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業は対象となる。）
- ④ 公務
- ⑤ サービス業中次のもの
 - ア. 「洗濯・理容・浴場業」中の特殊浴場業（風俗関連営業のもの）
 - イ. 「他に分類されないその他の生活関連サービス業」中の易断所、観相業、相場案内業（けい線屋）
 - ウ. 「娯楽業（映画・ビデオ制作業を除く）」中の次のもの
 - 競輪・競馬等の競走場
 - 競輪・競馬等の競技団
 - ぱちんこホール、その他の遊戯場（ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場等射幸心をそそるおそれのあるもの）
 - 芸ぎ業、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
 - 店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業
 - エ. 「情報サービス業・調査業」中の興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うもの）
 - オ. 「その他の事業サービス業」中の次のもの
 - 「民営職業紹介業」中の芸ぎ周旋業
 - 「他に分類されないその他の事業サービス業」中の集金業、取立業（公共料金またはこれに準ずるものは対象となる）
 - カ. 「宗教」
 - キ. 政治・経済・文化団体